

学校と放課後等ディイサービス事業所の  
連携マニュアル（案）



令和2年3月  
兵庫県教育委員会

## もくじ

Q：なぜ事業所と連携しなければいけないのですか？

- ↳ 1 はじめに～学校と福祉の連携の必要性～

3

Q：どのような福祉サービスがあるのですか？

- ↳ 2 障害のある子どもと保護者のための福祉サービス

4

Q：福祉サービス利用の手続きは、どのように進められますか？

- ↳ 3 福祉におけるサービス利用開始の手続き

5

Q：個別の支援計画と個別の教育支援計画はどうちがうのですか？

- ↳ 4 障害のある子どもの支援に関する計画

6

Q：放課後等デイサービスとはどのようなサービスですか？

- ↳ 5 放課後等デイサービスについて

7

Q：保育所等訪問支援とは何ですか？

- ↳ 6 保育所等訪問支援について

9

Q：学校と放課後等デイサービス事業所の連携で何が課題になっていますか？

- ↳ 7 学校と放課後等デイサービス事業所の連携にかかる現状と課題

10

Q：学校と放課後等デイサービス事業所の連携はどのような方針で行われますか？

↳ 8 連携にかかる兵庫県の方針

13

Q：連携のために学校は何を準備する必要がありますか？

↳ 9 福祉との連携に向けた学校の準備

14

Q：どのような手順で連携を進めていけばよいですか？

↳ 10 学校における児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続き

15

Q：連携がうまくいっている事例を教えてください。

↳ 11 学校と事業所の効果的な連携の例

18

Q：事業所のことについて、どこに相談すればよいですか？

↳ 12 事業所との連携にかかる福祉の相談窓口

21

Q：参考になる資料があれば教えてください。

↳ 13 参考資料

22

## 1 はじめに～学校と福祉の連携の必要性～

---

近年、全国的に障害のある児童生徒の放課後等デイサービスの利用が増加している一方で、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子どもの状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力の内容に関する説明が十分になされず、学校側は何を協力したらいいのか分からぬという声もある。

こうした課題を踏まえ、国では、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、平成29年12月、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを発足させ、平成30年3月の報告と、報告の趣旨を踏まえた平成30年5月の「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」の中で、「教育と福祉との連携を推進するための方策」と、「保護者支援を推進するための方策」が示された。

また県では、平成31年3月、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」を策定した。本計画では、兵庫県がめざす特別支援教育の実現に向けて、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）」を推進することとしている。

この（横の連携）における、関係機関との連携による支援の充実のために、平成31年度、県立こやの里特別支援学校をモデル校に、伊丹市をモデル市に指定し、「トライアングル」プロジェクト実践研究事業を立ち上げた。また、「学校と福祉機関の連携に係る検討会議」を設置し、学校と放課後等デイサービス事業所等が連携した支援体制を構築するため、家庭、教育、福祉における一貫した支援を組織的かつ計画的に進めるための方策を研究し、すべての学校で活用できる連携マニュアルを作成することとした。

各市町組合教育委員会、各学校においては、本マニュアルを活用し、主体的な連携に取り組んでいただきたい。

本マニュアルにより、すべての教職員が放課後等デイサービスについての理解を深め、障害のある児童生徒の安心・安全と一貫した支援のために、家庭と学校と福祉の一層の連携が推進されることを願う。

## 2 障害のある子どもと保護者のための福祉サービス

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づく福祉サービスであり、市町における「障害児通所支援」のひとつである。

【福祉サービスの種類と内容】

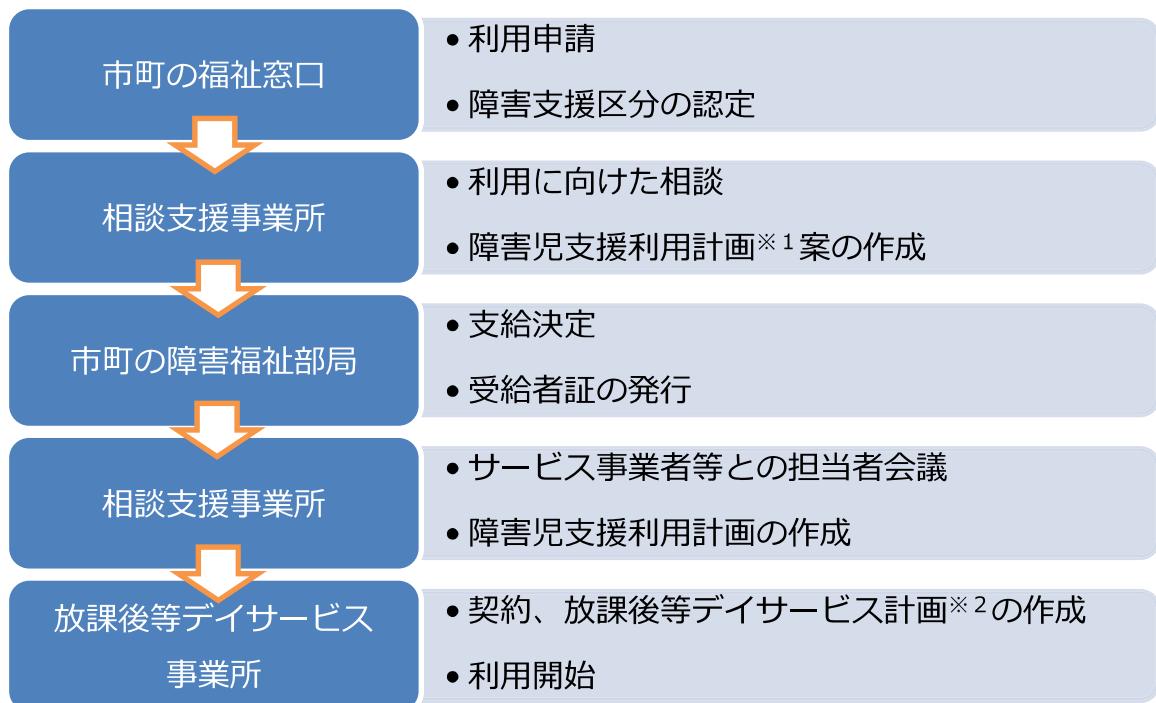
サービス名	対 象	内 容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
医療型児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
放課後等デイサービス	児童生徒 【小・中・高・特別支援学校】	授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
保育所等訪問支援	幼児児童生徒 【保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他地方自治体が認めたもの（中、高など）】	保護者からの依頼に基づき、療育の専門家が保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な幼児児童生徒	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

(厚生労働省「障害福祉サービス等の体系」より)

### 3 福祉におけるサービス利用開始の手続き

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の福祉サービスを利用する保護者は、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する事業所と契約を結ぶ。

#### 【放課後等デイサービス利用の流れ】



※1, 2は次ページ参照

#### 【相談支援事業所の役割】

相談支援専門員が、中立的な立場で、障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。また、利用開始後も、定期的に支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児支援利用計画の見直しや、サービス事業者等との連絡調整などを行う。

## 4 障害のある子どもの支援に関する計画

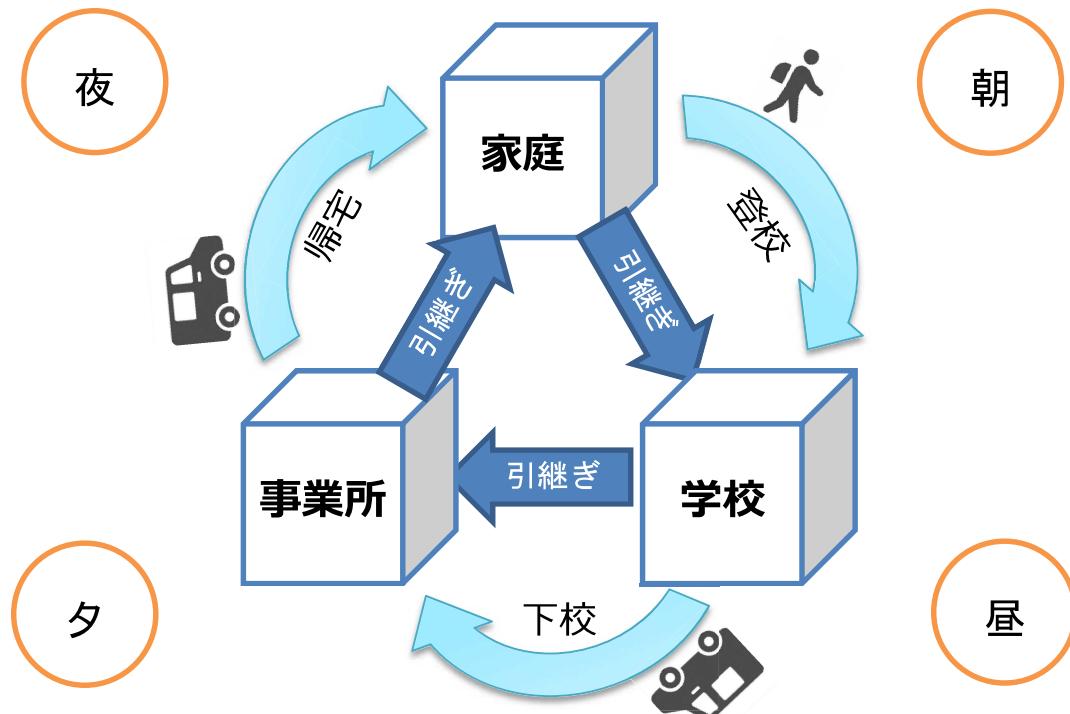
個々の障害のある児童生徒に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している等、それぞれが計画に沿った指導・支援を行っているが、その作成に当たっては連携を取り、内容については一貫性を持たせることが求められている。

福祉にかかる計画	教育にかかる計画
<b>障害児支援利用計画</b>  障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し、子ども又は保護者の同意のもと作成する計画のこと。	<b>個別の教育支援計画</b>  個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、家庭、医療機関、福祉機関における支援の目標、内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。
<b>放課後等デイサービス計画(個別支援計画)</b>  放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が、放課後等デイサービスを利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上で留意する事項などを記載する計画のこと。	<b>個別の指導計画</b>  個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために作成しなければならないものであり、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。また、計画(Plan) – 実践(Do) – 評価(Check) – 改善(Action) のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。
厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」より	特別支援学校学習指導要領解説総則編より

## 5 放課後等デイサービスについて

### 1 放課後等デイサービスを利用している児童生徒の生活の流れ

児童生徒が安心して過ごすためには、保護者から学校、学校から事業所、事業所から保護者に対して、日々の子どもの状況等の引継ぎを行うことで、情報を共有することが必要である。



※ 車による送迎サービスを提供している事業所が多くある。

## 2 放課後等デイサービス事業所の取組

放課後等デイサービス計画に沿って、次の基本活動を複数組み合わせて支援を行う。

### (1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

- ・子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。

### (2) 創作活動

- ・季節の変化に興味を持つるようにする等、豊かな感性を培う。

### (3) 地域交流の機会の提供

- ・社会生活や経験の範囲が制限されないよう、子どもの社会経験の幅を広げていく。

### (4) 余暇の提供

- ・自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」より)

#### 【放課後等デイサービス事業所の取組の例】

##### <基本的日常生活動作の支援>

- ・排泄や靴の脱ぎ履き、衣類の着脱、手洗いなどの身辺自立を促すための支援
- ・個々に合わせた自立課題（コイン入れ、ボールペン組立、計量、絵マッチングなど）

##### <自立に向けた活動>

- ・毎日の清掃活動（室内の掃除機かけ、モップかけ、外のゴミ拾い、ゴミ拾いなど）
- ・役割を意識して日々の活動に取り組む。（始まりの会や終わりの会の司会、お茶くみ、おやつ当番など）
- ・一日の振り返り

##### <楽しみながらできる集団活動>

- ・季節に合わせた食材を使用した調理活動（シチューやポテトサラダ、ガレットなど）
- ・様々な食材を使用したおやつ作り（マフィンやゼリー、ベビーカステラなど）
- ・スーパーでの買い物
- ・学校休業日など長時間利用を活かした外出活動（博物館、動物園、水族館、神社参拝、広い公園など）

## 6 保育所等訪問支援について

### 1 保育所等訪問支援の目的

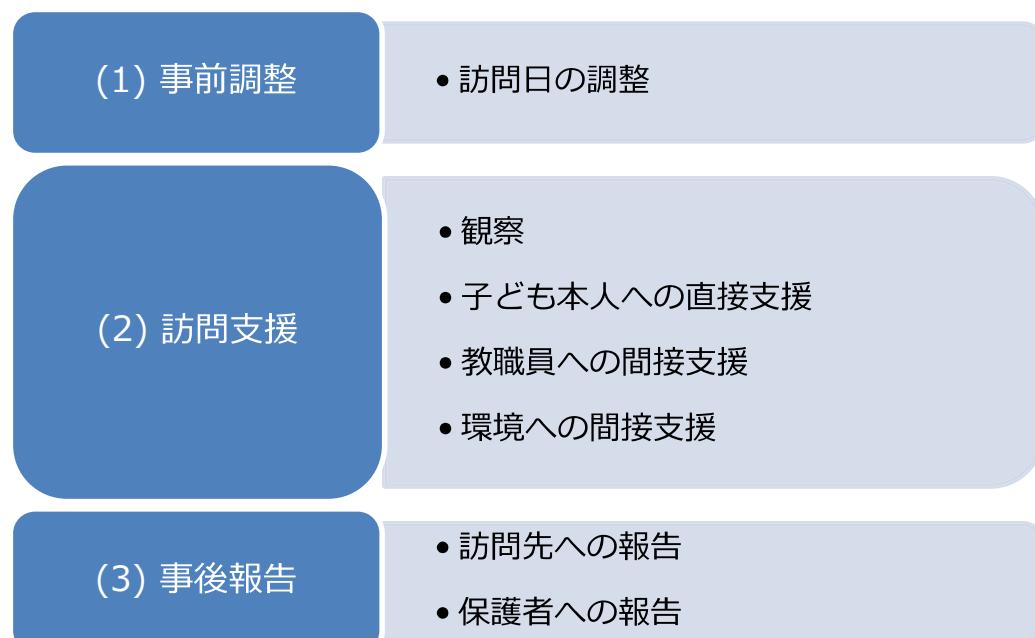
保護者からの依頼に基づき、訪問支援員が学校等集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う。集団生活への適応とは、支援の対象となる子どもを集団生活に合わせるのではなく、子どもの特性等に集団生活の環境や活動の手順等を合わせていくことである。

また、保育所等訪問支援を通して、保護者と学校の距離が縮まり、子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境になり、教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待される。

### 2 保育所等訪問支援事業所

就学前の支援を行う児童発達支援センターや、放課後等デイサービスを行っている事業所が兼ねて行っていることが多い。児童指導員や保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等が訪問支援員として配置されている。

### 3 訪問支援の流れ



(厚生労働省「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」より)

## 7 学校と放課後等デイサービス事業所の連携にかかる現状と課題

児童福祉法の改正（H24年4月施行）により、兵庫県においても、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が増加している。（平成26年度4,615人/月→令和元年度見込10,913人/月）

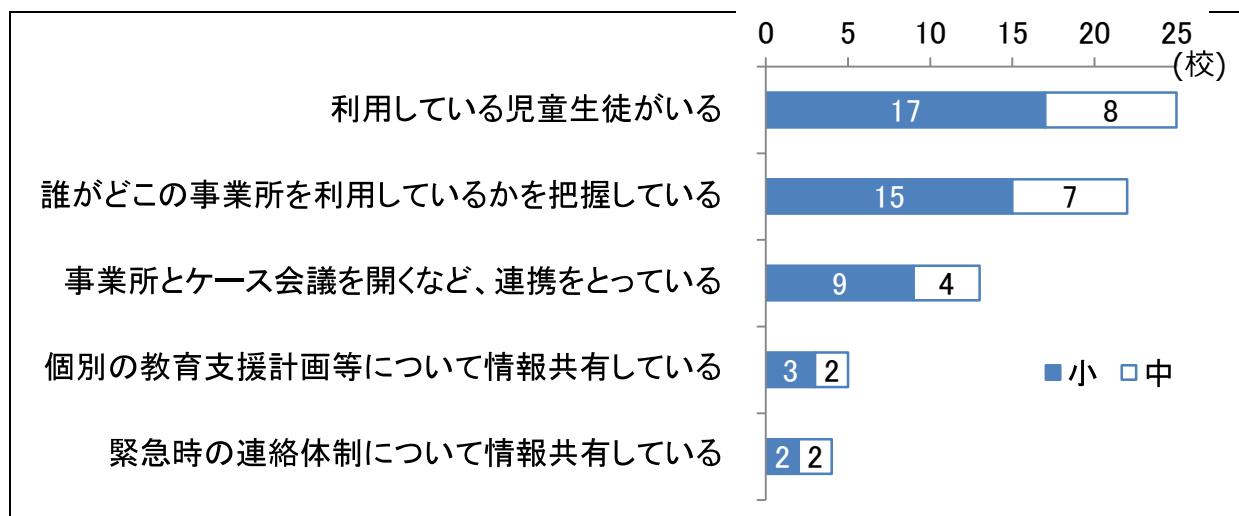
そこで、モデル地域において、次のとおり実態調査を行った。

### (1) 実態調査の実施

実施期間	令和元年8月～10月
対象 (回答数)	<ul style="list-style-type: none"><li>・伊丹市、宝塚市の放課後等デイサービス事業所(34)</li><li>・伊丹市、宝塚市の放課後等デイサービス事業所を利用する保護者(95)</li><li>・伊丹市立小(17)・中(8)・特別支援学校(1)</li><li>・県立特別支援学校(27)</li></ul>

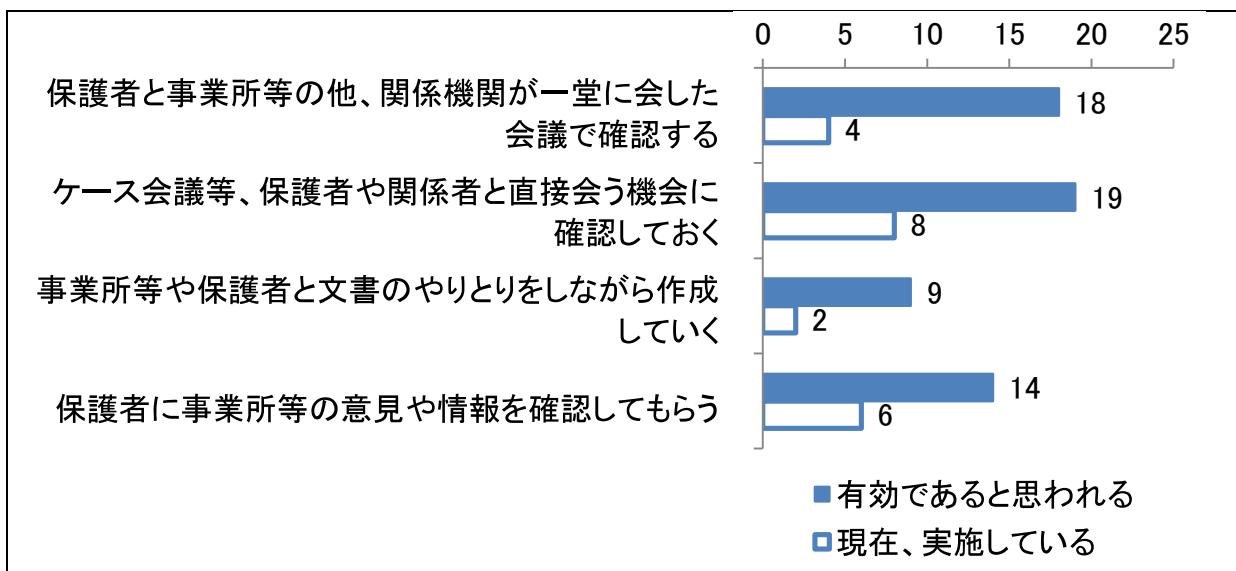
### (2) 実態調査の結果から

#### ① 小・中学校児童生徒の放課後等デイサービス利用状況（全25校）



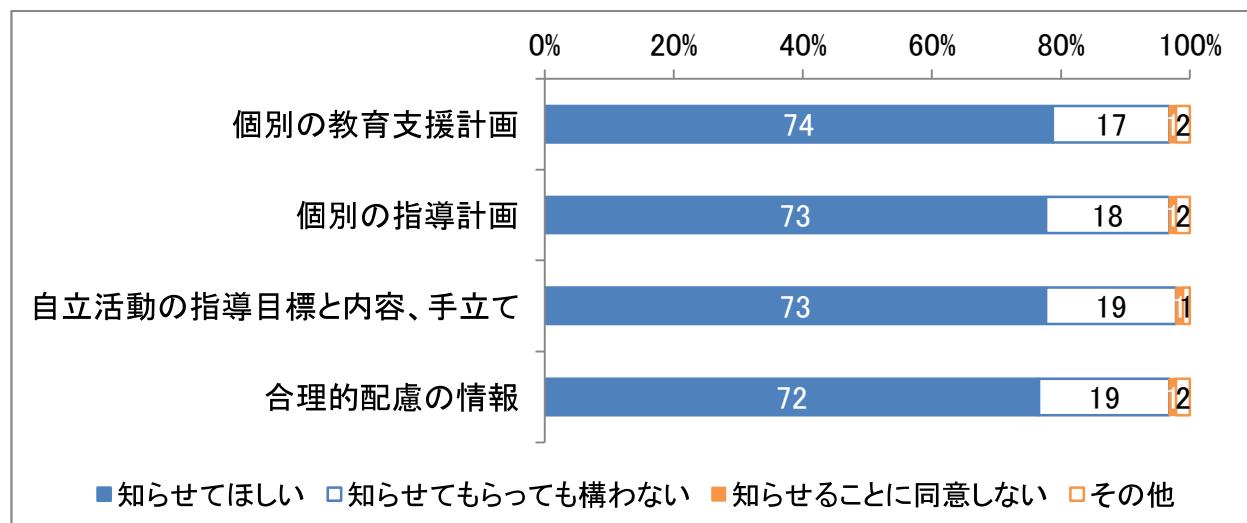
すべての小・中学校に、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が在籍しているが、個別の教育支援計画や緊急時の連絡体制など、一貫した支援や安心・安全のための情報が共有されていない。

② 特別支援学校の個別の教育支援計画の作成における、放課後等デイサービス事業所等との情報共有の在り方と現状について（28校）



多くの特別支援学校が、保護者や関係機関と会議等で事業所等と会って、個別の教育支援計画作成にかかる情報を共有することを有効であると考えるが、実際に実施されている学校は少ない。

③ 学校から事業所への情報提供についての保護者の考え方



個人情報の保護や守秘義務を理由に事業所との情報共有に躊躇する学校が多いが、ほとんどの保護者は、学校と事業所が個別の支援計画等の情報を共有することを肯定的に捉えている。

④ 放課後等デイサービスの送迎に関して困っていること

事業所	小・中学校	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"><li>児童に先生がついていない時があり、連れて帰ってもいいのかと悩む時がある。</li><li>下校時間に迎えに行つたが終礼の時間がまちまちで待たされることが多い多々ある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>下校児童の安全面で敷地内への駐車は大変危険である。</li><li>下校中の児童との接触事故があった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>スクールバスのバス停に迎えに来られたときに、事業所の名札等がなく、引き渡して良いものか判断に困ることがあった。</li></ul>

⑤ 保護者と学校との連携に関して困っていること

小・中学校	特別支援学校	保護者
<ul style="list-style-type: none"><li>連絡系統がうまくいっていないため急遽学校が調整に入らなければならないことがある。</li><li>複数箇所の利用など、保護者からの報告がなく、学校が把握できていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者がデイサービスを休むことの連絡を忘れ、事業所が迎えに来られたことがあった。</li><li>守秘義務があり、保護者の同意なしに事業所と学校とで児童生徒に関する情報が共有しづらい現状がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>学校と事業所にそれぞれにお願い事や相談をしないといけない。</li><li>連絡はすべて保護者を通すので、学校と事業所の間で、板挟みになって嫌な思いをすることがある。</li></ul>

## 8 連携にかかる兵庫県の方針

平成28年8月施行の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」において、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

また、平成30年5月の「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」において、「各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、教育と福祉の連携を推進するための取組を促進すること」とされている。

これらの国の動向と実態調査から見えてきた家庭、教育、福祉における連携の実態を踏まえ、連携にかかる兵庫県の方針を次のとおり定める。

### 安心・安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルールを決める
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する

### 一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行う

### 合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にもとづく連絡・連携体制等をとる

#### 【各市町組合教育委員会の役割】

- ・本マニュアルと様式に市町や学校の実情に応じた必要な調整を加えて配付・周知する。
- ・円滑な連携のために市の福祉部局と連携し、学校や保護者、関係機関への理解啓発を図る。
- ・各学校の主体的な連携を支援する。

## 9 福祉との連携に向けた学校の準備

---

学校で次のことを決定し、「放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」（様式2の別紙）にまとめ、保護者、事業所と共有するための資料とする。

### 1 放課後等デイサービス事業所との連携について

#### (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口の決定

- ・担当者（連携にかかる取組を主導する）：特別支援教育コーディネーター等
- ・外部からの連絡窓口（問合せや緊急の連絡に対応）：教頭等
- ・保護者からの連絡窓口（事業にかかる連絡や相談）：担任等

#### (2) 情報共有のルールの作成

個別の教育支援計画等（他に、個別の指導計画、連絡帳の共有による日々の引継ぎ情報等が考えられる。）を、保護者の承諾を得て事業所と共有するためのルールを決める。

#### (3) 送迎のルールの作成

送迎サービスを行う事業所が、放課後に来校するときの送迎車の駐停車や児童生徒の引き渡しに関するルールを決める。

#### (4) 緊急時の対応等、その他のルールの作成

#### (5) 申請等様式の作成

学校、事業所、保護者の間で申請や連絡を行うための文書の様式を作成する。

### 2 保育所等訪問支援事業について

#### (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口の決定

#### (2) 訪問支援受入ルールの作成

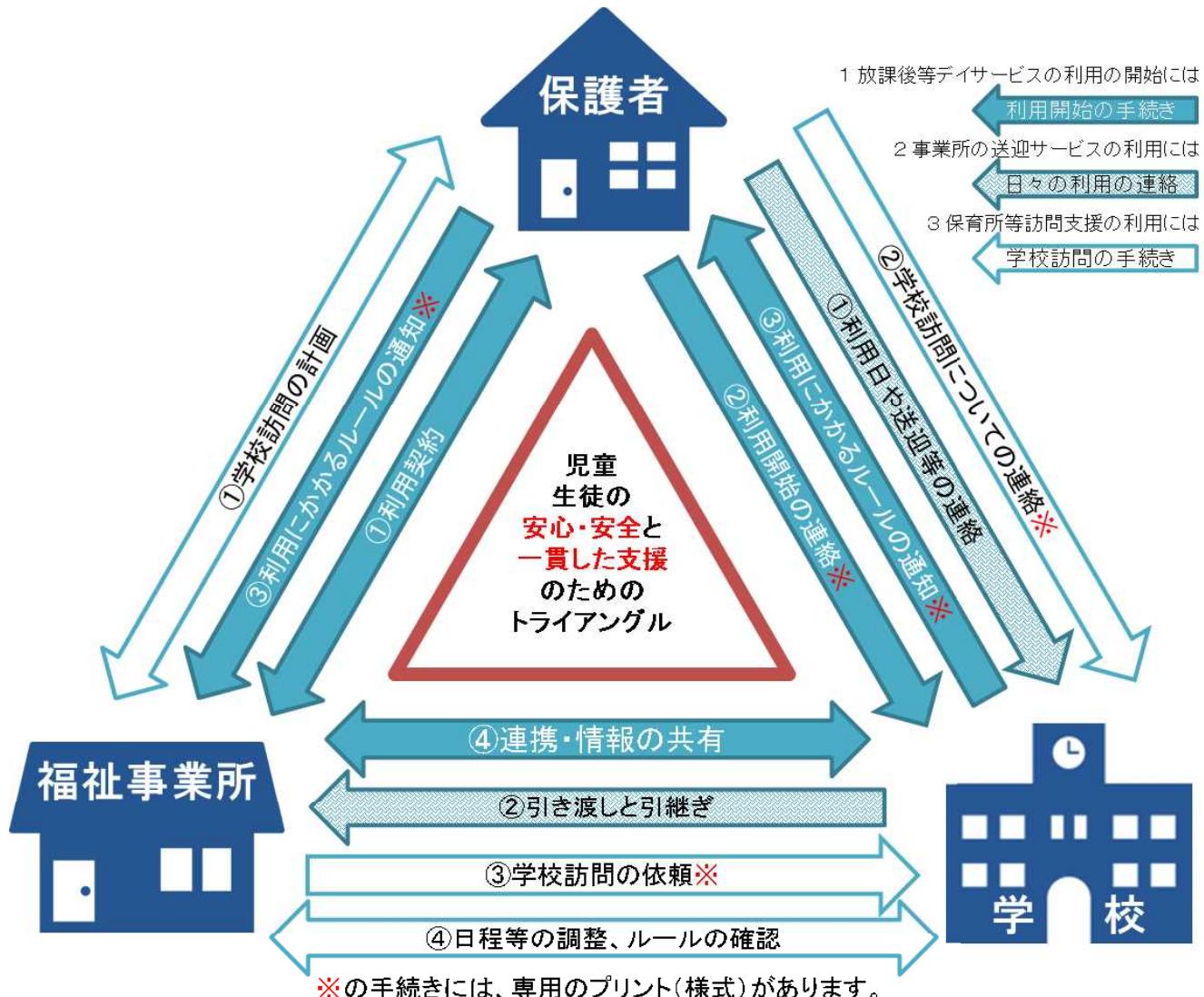
保護者が訪問支援事業の利用を希望した時の、訪問支援実施までの流れと、学校に訪問支援を受け入れるためのルールを決める。

#### (3) 申請等様式の作成

学校、事業所、保護者の間で申請や連絡を行うための文書の様式を作成する。

## 10 学校における児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続き

【図：児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続きや連絡の流れ】



### 1 放課後等デイサービスの利用の開始

(1) 利用開始の手続き (図中の 参照)

内 容	主 体	様式例
① 利用契約	① 保護者と事業所	
② 利用開始の連絡	② 保護者から学校	様式 1
③ 利用にかかるルールの通知	③ 学校から保護者経由で事業所	様式 2
④ 連携・情報の共有	④ 学校と事業所	

## (2) 個別の教育支援計画への記載

学校教育法施行規則に、個別の教育支援計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒または保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ること（第134条の2）とされている。

保護者からの利用開始の連絡（様式1）を受けたら、個別の教育支援計画に、利用する放課後等デイサービス事業所の情報と、事業所との面談等で共有した情報を記述する。

## (3) 三者（学校、事業所、保護者）面談や事業所連絡会の手配

子どもの状態により、学校からだけでなく、保護者や事業所からの申し出により必要に応じて設定する。三者が必要に応じて一堂に会し、子どもを中心とした情報を共有するなど、顔の見える関係を作りおくことは、連携を深めるために有効である。複数の事業所を利用している場合は、同時に参加してもらうことや、相談支援事業所にも参加してもらうことで、より効率的で効果的な情報共有ができる。

対象となる事業所が多い場合は、すべての事業所を対象とした連絡会を開催し、必要な情報を一斉に周知するなど、互いに負担の軽減となる方法を考えることも必要である。

内 容	主 体	様式例
① 日程等の調整	① 学校の担当者	
② 三者面談の通知	② 学校から保護者経由で事業所	様式3
③ 三者面談の実施	③ 学校と事業所と保護者	

### <面談の内容>

- ・合理的配慮等、支援に関する必要な情報の共有
- ・情報共有や送迎にかかるルールの確認
- ・個別の指導計画、個別支援計画にかかる情報の交換
- ・宿題の方針の確認 他

## (4) 宿題の方針の検討

保護者が、放課後等デイサービスにおいて学校の宿題の指導をしてもらうことを要望している場合、学校は、宿題は教育活動の一環であることを踏まえ、次のことについて

検討、確認したうえで、児童生徒にとって最も良い方針を保護者とともに検討し、事業所と共有する必要がある。

- ・個別の指導計画に基づく宿題の目的、意図
- ・児童生徒の実態に応じた宿題の内容と量
- ・宿題が自力でできなかった場合の指導・支援の方法 等

## 2 事業所の送迎サービスの利用

### (1) 日々の利用の連絡 (P.15図中の 参照)

内 容	主 体	様式例
① 利用日や送迎の有無の連絡 ・保護者の事情による変更等もあるので、毎回連絡することを原則とする	① 保護者から学校	連絡帳等
② 児童生徒の引渡しと情報の引継ぎ ・学校での様子等 ・事業所で宿題を行う場合は宿題の内容	② 学校から事業所	連絡帳等

## 3 保育所等訪問支援の利用

### (1) 学校訪問の手続き (P.15図中の 参照)

内 容	主 体	様式例
① 学校訪問の計画	① 保護者と事業所	
② 学校訪問についての連絡	② 保護者から学校	様式 4
③ 学校訪問の依頼	③ 事業所から学校	様式 5
④ 日程等の調整、ルールの確認	④ 学校と事業所	

### (2) 成果の共有

保育所等訪問支援では児童生徒への「直接支援」と教職員等への「間接支援」が行われる。訪問支援に立ち会い、事後に情報共有の機会を持つことで、児童生徒にとって最善の環境設定や関わり方を学ぶことができる。

## 11 学校と事業所の効果的な連携の例

1 下校時の児童生徒引渡しのルール (兵庫県立こやの里特別支援学校)	<b>安心・安全性</b>
<p><b>【目的】</b> 下校時に児童生徒を安全かつ確実に引き渡すためのルールづくり</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 学校における学級担任による引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 「終わりの会」で下校方法を確認し、間違いなく下校できるよう指導する。</li><li>② 担任が各児童生徒をそれぞれの下校方法ごとに誘導し、待機させる。</li><li>③ 放課後等デイサービス事業所の担当者に直接児童生徒を引き継ぐ。</li></ul> <p>(2) スクールバスのバス停における介助員による引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 迎えに来た事業所名を担当者の名札で確認してから、児童生徒を引き渡す。</li><li>② バス停に、迎え予定の事業所が来ていない時は、スクールバスで学校まで連れて戻り、担任が保護者に連絡し、事業所または保護者の迎えが来るまで対応する。</li></ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・迎えがなかった時などの急な対応に困らなくなった。</li><li>・引渡しがスムーズだと、子どもの状況を伝える余裕ができる。</li></ul>	
2 伊丹市放課後等デイサービス事業者等連絡会 (放課後等デイサービス事業所)	<b>安心・安全性</b>
<p><b>【目的】</b> 市内の放課後等デイサービス事業の質の向上並びに関係機関との情報共有</p> <p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所が主体となって、年3回連絡会を開催し、行政・教育委員会からの連絡の伝達、事業所に共通する課題に関する協議、研修などを行っている。</li><li>・令和元年度は学校と事業所の連携等について、情報提供や意見交換等を行ったところ、「放課後等デイサービス事業のことを知らない先生もいて、担任が変わると対応が変わるなど、混乱することがある。」「送迎車が校内に入ることのできる学校もあれば、校門近くに停車することもできない学校もある。」などの意見があがった。</li></ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所は他の事業所の取組や対応、学校の事情等の情報を得ることができた。</li><li>・参加した市教育委員会の担当者から校長会を通して送迎ルールの再確認など、学校に対応を求めるきっかけになった。</li></ul>	

### 3 連携による一貫した支援

(伊丹市内特別支援学校の保護者)

**一貫性**

#### 【目的】

一貫した指導・支援による子どもの心理的安定

#### 【取組】

- ・福祉の個別支援計画を立てるにあたり、相談支援事業所と、放課後等デイサービスの担当者がそろって学校を訪問し、子どもの様子を観察してくれた。
- ・サポートの見直し時などにも、学校を訪問し、担任からも話を聞き取ってくれる。

#### 【成果】

- ・家と学校だけでなく、相談支援事業所、デイサービス事業所と連携が取れていて、同じように支援してくれているため、パニックが起きやすい我が子も安心してデイサービスに通うことができている。

### 4 事業所と学校の連絡等の効率化

(兵庫県立阪神特別支援学校)

**合理性**

#### 【目的】

日中電話等で連絡することが困難な担任等への効率的な連絡

#### 【取組】

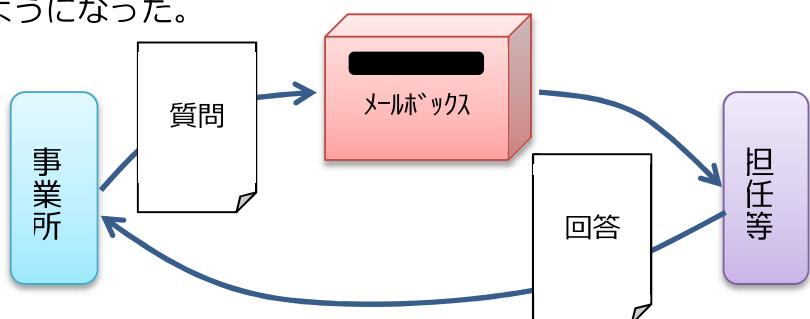
- ・学校へ送迎に来た事業所のスタッフが、担任への質問用紙を投函する専用メールボックスを設置した。
- ・回答は、送迎に来たスタッフに直接伝えるか、手渡す。

#### 【成果】

- ・手軽に確実な伝達ができるようになった。

#### 【課題】

- ・ＩＣＴの活用など更に効率的な手段の検討も必要。



## 5 学校・福祉・保護者連携ケース会議の開催

一貫性

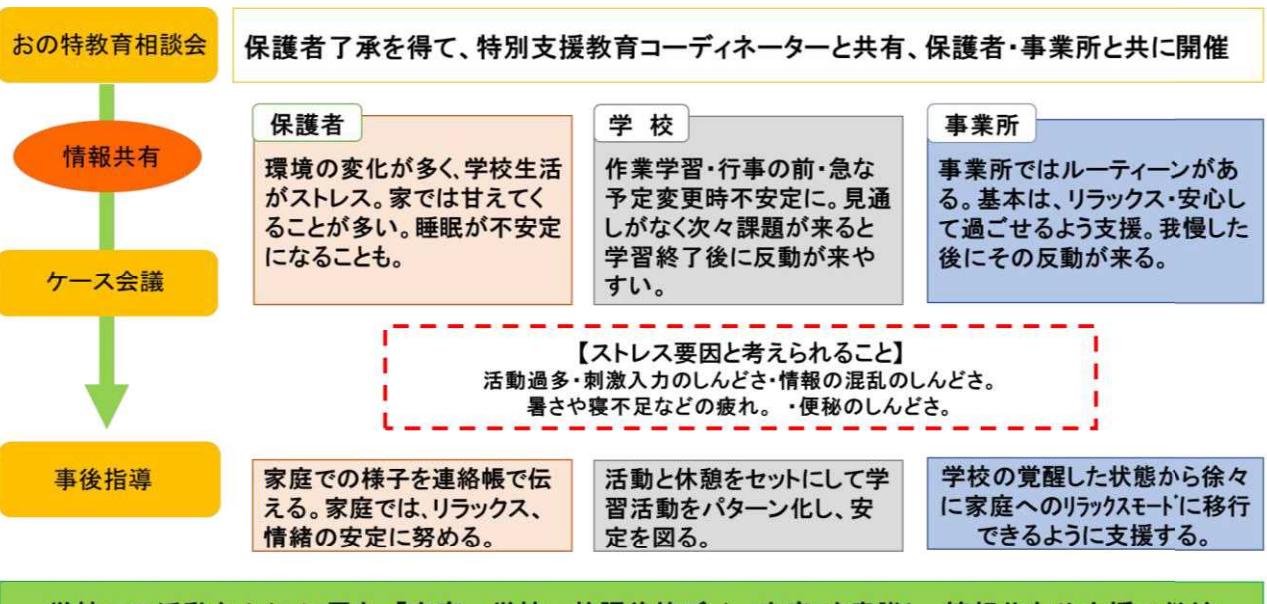
(小野市教育委員会)

文部科学省「学校と福祉機関の連携支援事業」の委託を受け、小野特別支援学校を核とした、学校と福祉関係機関とのスムーズな連携について研究を行っている。

### 【連携ケース会議の目的】

特別支援学校のセンター的機能を活用したケース会議による一貫した支援の検討

### 【事例】



### 【成果】

- ・一貫した支援により、安定した学校生活を送ることができるようになった。
- ・職員と教員の「顔の見える関係」ができつつあり、いろんなことを頼みやすくなった。
- ・ケース会議や連絡会等、情報共有の場が拡充した。

### 【課題】

- ・事業所と学校との連携のための時間、一堂に集まる時間の確保
- ・保護者同意の確認方法や手続きの確立

### 【今後の連携】

- ・放課後等デイサービス事業所との連絡会
- ・学校行事オープンスクールへの参加
- ・おの特教育相談会
- ・アフター巡回訪問
- ・研修会の開催

## 12 事業所との連携にかかる福祉の相談窓口

- ・教育活動にかかる相談：学校を所管する教育委員会へ
- ・放課後等デイサービス等にかかる相談：直接事業所へ、または次の福祉事務所へ

### 【福祉事務所一覧】

(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び明石市は市役所の福祉窓口)

圏域	管轄区域		健康福祉事務所名	連絡先
阪神南	尼崎市 芦屋市	西宮市	芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	電話 (0797) 32-0707 FAX (0797) 38-1340
阪神北	伊丹市 川西市 猪名川町	宝塚市 三田市	宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	電話 (0797) 72-0054 FAX (0797) 74-7091
東播磨	明石市 高砂市 播磨町	加古川市 稻美町	加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	電話 (079) 421-9292 FAX (079) 422-7589
北播磨	西脇市 小野市 加東市	三木市 加西市 多可町	加東健康福祉事務所 (加東保健所)	電話 (0795) 42-9446 FAX (0795) 42-6228
中播磨	姫路市 市川町	神河町 福崎町	中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	電話 (079) 281-9207 FAX (079) 224-3037
西播磨	相生市 赤穂市 太子町 佐用町	たつの市 宍粟市 上郡町	龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	電話 (0791) 63-5149 FAX (0791) 63-9234
但馬	豊岡市 朝来市 新温泉町	養父市 香美町	豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	電話 (0796) 26-3655 FAX (0796) 24-4410
丹波	丹波篠山市	丹波市	丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	電話 (0795) 73-3776 FAX (0795) 73-0259
淡路	洲本市 南あわじ市	淡路市	洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	電話 (0799) 26-2036 FAX (0799) 22-3345

- 平成30年3月29日付け家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム  
「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告～障害のある子と家族をもっと元気に～」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1404502\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1404502_02.pdf)
- 平成30年5月24日付け30文科初第357号、障発0524第2号「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916_01.pdf)
- 平成30年8月27日付け30文科初第756号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653_01.pdf)
- 放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>
- 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000166361.pdf>
- 兵庫県特別支援教育第三次推進計画（平成31年～令和5年）  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/dai3jisuisinkeikaku/dai3jisuisinkeikaku2/dai3jisuisinkeikaku2.pdf>
- 「指定障害児通所事業所及び指定障害児通所施設の指定と廃止の公示等」（兵庫県内で指定されている事業所）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/syogaisisetsu/syougaijishisetuichirann.html>